

平成27年9月8日（火曜日）

---

議 事 日 程

平成27年9月8日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第22号から議案第33号まで及び報告第2号  
（提案理由の説明、決算審査報告、質疑、常任委員会付託）
- 議案第22号 舟橋村個人情報保護条例一部改正の件
- 議案第23号 舟橋村手数料条例一部改正の件
- 議案第24号 専決処分の承認を求める件
- 議案第25号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第27号 平成27年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第28号 平成26年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第29号 平成26年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第30号 平成26年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第31号 平成26年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第32号 平成26年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第33号 平成26年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 報告第2号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（ 8 名 ）

1 番	田 村	馨 君
2 番	杉 田	雅 史 君
3 番	吉 川	孝 弘 君
4 番	森	弘 秋 君
5 番	明 和	善 一 郎 君
6 番	川 崎	和 夫 君
7 番	竹 島	貴 行 君
8 番	前 原	英 石 君

欠席議員（ なし ）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金 森 勝 雄 君
副 村	長	古 越 邦 男 君
教 育	長	高 野 壽 信 君
総 務 課	長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課	長	吉 田 昭 博 君
会 計 管 理 者		田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員		吉 川 良 二 君

---

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	松 本 良 樹
係 長	林 輝

---

午前 9時00分 開会

### 開 会 の 宣 告

議長（明和善一郎君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成27年9月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長（明和善一郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

6番 川崎和夫君

7番 竹島貴行君

を指名します。

---

### 会 期 の 決 定

議長（明和善一郎君） 日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日審議終了までとすることに決定しました。

---

### 議案第22号から議案第33号まで及び報告第2号

議長（明和善一郎君） 日程第3 議案第22号 舟橋村個人情報保護条例一部改正の件、議案第23号 舟橋村手数料条例一部改正の件、議案第24号 専決処分の承認を求める件、議案第25号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）、議案第26号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号 平成27年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第28号

平成26年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第29号 平成26年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第30号 平成26年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第31号 平成26年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第32号 平成26年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第33号 平成26年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件、報告第2号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書、以上13件を一括議題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第22号から議案第33号まで及び報告第2号、以上13件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

議長（明和善一郎君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、平成27年9月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多忙の中ご出席賜り、深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

まず、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」(地方創生先行型)事業の進捗状況についてであります。

本事業は、国の地方創生における地方版総合戦略の円滑な策定と実施の支援を目的に総合戦略に位置づけされる見込みのものを先行して実施する事業に対し、国がその財源を負担するものでありまして、本村では、申請いたしました4事業に対しまして1,717万8,000円の内示を受けております。

事業内容について申し上げますと、1つは舟橋村総合戦略策定事業、2つ目は英語教育充実による子育て世代誘致事業、3つ目は舟橋産米の販路拡大事業、4つ目はエイジレスカフェ事業であります。

舟橋村総合戦略策定事業につきましては、今年6月に総合戦略の承認・諮問機関とい

たしまして「総合戦略策定委員会」、総合戦略案策定並びに実施機関といたしまして「舟橋村創生プロジェクト総合推進会議」を立ち上げまして、事業内容の検討を進めており、今年10月に本村総合戦略の策定を予定いたしております。

次に、英語教育の充実による子育て世代誘致事業につきましては、今年6月から保育所におきまして、2歳児から年長児までを対象に週30分の英会話教室を開始しております。保護者の方からも好評をいただいていることから、今後、小学校までの拡大を検討しております。

次に、舟橋産米（コシヒカリ）の販路拡大事業につきましては、県内の金融機関と連携いたしまして、本村のお米を販売いただけるスーパーなどの紹介をいただいております。7月には、全国規模でドラッグストアを運営する企業の顧客向けポイント交換サービス用の景品として、本村のコシヒカリ5キロ入り3,500袋の採用が決まりました。今後も粘り強くお米の販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、エイジレスカフェ事業であります。

50歳から70歳を対象とした地域における生きがいや居場所の創造を目的とする「ケアウィルカフェ」を男女別に開催してまいります。

事業の実施に当たりましては、富山大学との連携により、来年1月からの開催を予定しております。

次に、「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」(地方創生先行型)上乗せ交付金事業についてであります。

本事業は、地方版総合戦略のさらなる推進のため、総合戦略に掲げる事業に対し、国が地方創生先行型交付金に上乗せして交付金を交付する事業であります。

本村におきましては、現在進めております舟橋村産学官金プロジェクト「子育て共助のまちづくりモデル事業」に係る費用を国に申請しております。

モデル事業は、若い世代の結婚・出産・子育ての希望とエイジレス世代の生きがいづくりが実現する地域づくりを目的とした、村内の公園、住宅地、保育所について、“子育て”と“共助”の視点から導入機能を有することや官民連携の運営体制等について産・学・官・金のプロジェクトチームで検討・実践する事業であります。

事業費の内容は、プロジェクトチーム運営に係る費用、公園・保育園のあり方検討調査費用、子育て支援住宅の実現可能性調査費用など、合わせて1,000万円でありまして、11月から事業の着手を予定しております。

人口減少・少子高齢化社会という国・地方自治体が抱える共通課題の克服には、行政のみならず、民間企業・大学・金融機関、そして住民一人一人の力を結集し、地方創生を推進していかなければならないと思っております。

本村におきましても、舟橋村総合戦略の実現に向け、関係機関と連携を密にして進めてまいり所存であります。

それでは、本日提案いたしております案件についてご説明申し上げます。

議案第22号 舟橋村個人情報保護条例一部改正の件及び議案第23号 舟橋村手数料条例一部改正の件につきましては、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が10月5日から施行されることに伴い所要の改正を行うものであります。

議案第24号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項により予算案件1件を専決処分いたしましたので、同条第3項により承認を求めるものであります。

議案第25号 平成27年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ3,830万1,000円を追加し、予算の総額を17億5,134万9,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、マイナンバー制度の導入に伴う庁内セキュリティー体制の強化に係る費用480万4,000円、地方創生事業の先行型として行う子育て共助のまちづくりモデル事業に係る費用1,000万円、マイナンバー通知カード・個人番号カード関連事務委託に係る費用106万1,000円、稲荷地区内排水対策事業に係る費用247万2,000円、小中学校に緊急地震速報受信システムを導入する費用46万円、舟橋会館の冷温水発生機の更新に係る費用1,100万円などを計上しております。

これに要する財源といたしましては、国庫支出金1,120万8,000円、県支出金26万7,000円、ふるさと納税寄附金50万円、介護給付費・地域支援事業負担金精算金53万2,000円及び前年度繰越金2,685万1,000円を充当いたしております。

議案第26号 平成27年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ922万8,000円を追加し、予算の総額を2億2,752万7,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、退職被保険者等の療養給付に係る費用740万円、国庫負

担金返還金 170万9,000円などを計上しております。これに要する財源といたしましては、療養給付費交付金 740万円、前年度繰越金 182万8,000円を充当しております。

議案第31号 平成27年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ606万2,000円を追加し、予算の総額を6,622万8,000円とするものであります。

今回の補正は、地方消費税の納付額 379万4,000円、自家発電装置の修繕に係る費用 118万8,000円及び第1水源の滅菌設備の更新に係る費用 108万円を計上いたしました。これに要する財源といたしまして、同額を前年度繰越金で充当しております。

議案第28号 平成26年度舟橋村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第29号 平成26年度舟橋村土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第30号 平成26年度舟橋村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第31号 平成26年度舟橋村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第32号 平成26年度舟橋村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件及び議案第33号 平成26年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6議案につきましては、平成26年度の各会計別決算認定案件であります。地方自治法233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

その概要につきましては、決算書の末尾に添付しております実質収支に関する調書及び主要な施策の成果説明書のとおりであります。

監査委員の指摘事項につきましては真摯に受けとめ、厳しい財政環境の中、より経費の節減を図りまして、健全な行財政運営に努めてまいり所存であります。

報告第2号 平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

以上、提案いたしました案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(明和善一郎君) 提案理由の説明が終わりました。

(決算審査報告)

議長(明和善一郎君) ここで、平成26年度舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の監査報告を求めます。

代表監査委員 吉川良二君。

代表監査委員(吉川良二君) ただいまご指名を受けましたので、平成26年度の舟橋村一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、ご報告を申し上げます。

決算審査は、去る8月20日と21日に、議会選出の森議員さんとともに、地方自治法233条第2項の規定に基づきまして、舟橋村一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び各種基金について審査をいたしました。

審査に当たっては、各会計別決算書並びに決算附属資料等に基づき、関係諸帳簿、証拠書類等を照合し、関係職員の説明を求めるとともに、例月出納検査の結果を参考に審査いたしました。

その結果、各会計別決算の決算計数は符合しており、適正かつ正確に処理されておりました。

審査の意見といたしましては、1、村民税・固定資産税・軽自動車税の滞納については、課挙げての徴収に努力が見られるが、平成25年度は特別な滞納整理があったためであり、滞納整理が進んだとは考えられない。今後とも、より積極的に納税相談を行い、滞納整理を進めていただきたい。また、国民健康保険税、水道料、保育料についても一層の努力をお願いしたい。2、大型プロジェクト等については、わかりやすい目標を掲げ、一部の関係機関のみの調整で内容が固まることがないように、しっかりと住民に対して情報公開し、かつ意見を求め、実のあるものにしていただきたい。3、財政健全化指数等については、良好と思われる。村民の望む舟橋村の長期的将来像に向かい、適正・公正・継続的に事業が執行されるよう努力していただきたい。

以上、決算の概要を簡単にご報告申し上げます。決算審査の報告とさせていただきます。

議長(明和善一郎君) 監査報告が終わりました。

(質疑)

議長(明和善一郎君) これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（明和善一郎君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

議長（明和善一郎君） 次に、ただいま議題となっております議案第 2 2 号から議案第 3 3 号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

散 会 の 宣 告

議長（明和善一郎君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9 時 2 3 分 散会